

設備貸与制度（割賦販売）

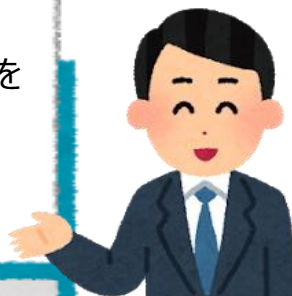


新型コロナウイルス感染症対策特別枠のご案内

「**新型コロナウイルス感染症**」の感染拡大により、売上高等減少の影響を受けている**中小企業者**の**設備投資**を支援します！



「設備貸与制度」とは、企業のみなさまがご希望される設備を当財団が購入し、長期かつ低利で**割賦販売**する制度です。



ご利用限度額

100万円 ～ 3,000万円（税込）

割賦損料
（金利）

当初3年間 **無利子** 4年目以降 年**1.60%**（固定）

ご返済期間

10年以内（元金据置**3年**以内）

※ 公害防止設備は 最長**15年**以内

保証金

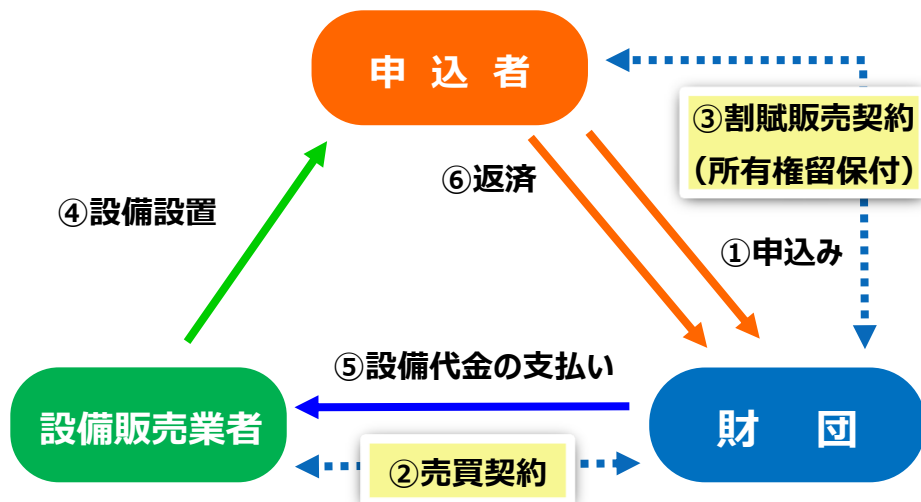
なし

『設備貸与制度』おすすめポイント

- ① 県の施策に基づいた**公的**制度です
- ② 資金調達バリエーションが広がります
- ③ **長期・低利**で返済負担を軽減します
- ④ 様々な業種・設備が対象です
- ⑤ 設備貸与後も**フォロー**します



『設備貸与制度』のしくみ



設備貸与制度（新型コロナウイルス感染症対策特別枠）の概要

対象者	県内に事業所を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の発生により以下の影響を受けている方 最近3カ月間の売上高等が、前年同期に比して15%以上減少していること
	※中小企業者の定義 ○ 製造業 ・ その他の業種 従業員300人以下、又は資本金3億円以下 ○ 卸売業 従業員100人以下、又は資本金1億円以下 ○ 小売業 従業員50人以下、又は資本金5,000万円以下 ○ サービス業 従業員100人以下、又は資本金5,000万円以下
	ただし、原則以下の要件を満たしていること ○ 銀行その他の金融機関（日本公庫国民生活事業・信用金庫・信用組合を除く）からの借入残高が7.2億円以下であること ○ 最近3事業年度の経常利益の平均が1.2億円以下であること ○ 発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価格の総額の1/2以上を中小企業者以外の事業者が単独に所有していないこと
対象業種	概ね全業種 風俗営業法に規定する性風俗特殊営業に該当する業種および公序良俗等の観点から適当でないと思われる業種は対象となりません。
対象設備	県内に設置する設備で、経営基盤強化、経営革新又は公害防止に必要な設備 ○ 土地・建物は、設備貸与制度の対象とはなりません。 ○ 設備であっても、県外設置や申込者の管理下でない状態で使用されるものは対象となりません。 ○ 設備導入により一定の付加価値向上が見込まれる設備が対象となります。 ○ 設備の事前設置は対象となりません。 ○ 中古設備の場合は、あらかじめご相談ください。
貸与限度額	100万円 ～ 3,000万円（税込設備価格）
利 率 (割賦損料)	当初3年間 無利子 4年目以降 年 1.60 %（固定）
返済期間	原則10年以内（元金据置期間：3年以内） 公害設備は最長15年
返済方法	月賦（口座振替・毎月25日払）
保証金	な し
連帯保証人	法人にあっては原則代表者のみ、個人にあっては原則不要 「経営者保証ガイドライン」により適宜判断します。 不動産担保等は原則不要ですが、審査の結果、お願いする場合があります。
その他	○ 損害保険 財団を質権者とする設備の損害保険の付保をお願いします。 保険料は申込者にご負担いただきます。 ○ 固定資産税 申込者にご負担いただきます。 ○ 支払完了後の措置 設備の所有権を利用者に移転します。

設備貸与フロー

ご相談



お申込・受付



調査・審査会



貸与決定



割賦販売契約
の締結



設備の検収・引渡し



ご返済開始



完済後、設備の
所有権を移転

お申込みに必要な書類

- ① **最近3カ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少していることが分かる資料**
※対象月の試算表・中小企業信用保険法第2条第5項第4条の規定による認定申請書等
- ② **直近3期分の決算書**
税務申告書、付属明細書、減価償却明細表を添付してください。
※決算後3ヶ月以上経過している場合は直近月の**残高試算表**を添付してください。
- ③ 申込設備の**見積書、カタログ**又は**図面**
- ④ **履歴事項全部証明書**（法人） **住民票**（個人事業者）
※履歴事項全部証明書は法務局、住民票は市町村で手続きを行ってください。
- ⑤ 県税の**納税証明書**
※県民センターで手続きを行ってください。
- ⑥ 連帯保証人の**固定資産証明書**及び**所得証明書**
※市町村で手続きを行ってください。
- ⑦ 個人情報の提供に関する同意書（財団所定の用紙にご記入いただきます）
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書（財団所定の用紙にご記入いただきます）
- ⑨ 許可・登録を要する業種にあたってはその書面の写し
- ⑩ その他財団が必要と認めた書類
※貸与決定には、審査委員会の承認が必要となります。



設備貸与返済シミュレーション

設備価格 30,000,000円
金 利 1.60%（固定）
返済期間 10年（元金据置期間 3年）
設備引渡日 令和2年8月26日



単位（円）

回数	支払期日	賦払割賦料 合計額	内訳	
			設備価格	割賦損料
1	令和2年9月25日	0	0	0
2	令和2年10月25日	0	0	0
3	令和2年11月25日	0	0	0
4	令和2年12月25日	0	0	0
～				
37	令和5年9月25日	409,000	369,000	40,000
38	令和5年10月25日	396,508	357,000	39,508
39	令和5年11月25日	396,032	357,000	39,032
～				
117	令和12年5月25日	358,904	357,000	1,904
118	令和12年6月25日	358,428	357,000	1,428
119	令和12年7月25日	357,952	357,000	952
120	令和12年8月25日	357,476	357,000	476
合計		31,699,336	30,000,000	1,699,336

設備貸与（新型コロナウイルス感染症対策特別枠）お問い合わせフォーム

※ご記入頂いた情報の内容は、貸与相談以外の目的では使用いたしません

下記の記入欄に差し支えのない範囲でご記入ください

○現在、導入をお考えの設備についてご記入ください

設備名 ()

金額 (約 万円)

導入予定 (令和 年 月頃)

○貸与制度の詳しい説明をご希望ですか？（該当する項目に○）

・ 希望する（ お客様を訪問 ・ 財団へ来訪 ・ お客様に電話 ）

・ 返済計画表（ FAX送信 ）を希望する

○貸与制度についてご質問等ありましたらご記入ください

お名前 (企業名)			
所在地			
TEL		FAX	
E-Mail			
ご担当者名			

経営支援課 FAX 0852-60-5105

設備貸与制度のご相談はこちらまで [しまね 貸与](#) [検索](#)



公益財団法人
しまね産業振興財団

経営支援課 総合相談グループ

〒690-0816
松江市北陵町1 テクノアークしまね 1F

TEL 0852 (60) 5113 / FAX 0852 (60) 5105

E-mail : ty@joho-shimane.or.jp

県東部の方





公益財団法人
しまね産業振興財団

石見事務所

〒697-0034
浜田市相生町1391-8 浜田シティパルク 2F

TEL 0855 (24) 9301 / FAX 0855 (22) 0577

E-mail : iwm@joho-shimane.or.jp

県西部の方